

秋田ヘアビューティカレッジ  
成績指標の取扱いに関する要項

(目的)

第1条 この要項は、秋田ヘアビューティカレッジ（以下「本校」という。）学則第10条に基づき、学習成果を総合的かつ客観的に判断できる指標（以下「成績指標」という。）を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、適切な修学指導に資することを目的とする。

(対象教科科目)

第2条 成績指標の対象となる教科科目は、本校の学則で定めたすべての教科科目とする。

(成績評価の基準)

第3条 各教科科目の成績評価は、100点法により算出し、合格点を60点以上とする。

(成績指標の算出)

第4条 成績指標の計算式は、次のとおりとし、算出された数値の小数点第1位を四捨五入するものとする。

$$\text{成績指標} = \frac{\text{履修した教科科目の成績評価点数の総和}}{\text{履修した教科科目の総数}}$$

(成績指標の利用方法)

第5条 本校の成績指標の利用方法は、次のとおりとする。

- (1)成績通知書、成績証明書
- (2)奨学金等の成績基準
- (3)褒賞等の基準

(学修指導)

第6条 各学期末において、成績指標に基づいた適切な学修指導を行うものとする。

附 則

この要項は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日より施行する。